

地域を見守るアンテナ役

# 福祉委員



きにしい あい たすけあい ささえあえる 地域づくりをめざして



社会福祉法人  
新見市社会福祉協議会



# 福祉委員の役割

## ①声かけ・見守り活動

■地域の方の困りごとやちょっとした変化に気づく（みつける）

■見守りが必要な高齢者などへの声かけ

（顔を見かけたり、配りものをしたときなど）

身近な方の見守りが地域の  
安心感につながります

気にかけていただきたい方

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯
- ・障がい者世帯                      ・子育て世帯
- ・その他、日中一人になる方やあまり外出されない方など



たとえば、ご近所でこのようなことはありませんか？



最近、外出している姿を  
見かけなくなった



郵便物や新聞が郵便  
受けにたまっている



同じことを何度も言  
うなど物忘れの症状  
が見られる



家の中から大声で  
怒鳴る声が聞こえる



夜になっても  
明かりがつかない



このようなことに気づいたら、民生委員や社協へ教えてください！  
連絡していただくことが解決への第一歩です

気づいたときには



地区の民生委員や  
社協・行政に連絡



地区の民生委員や  
社協・行政が状況確認



地域での見守りや  
福祉サービスの利用等に  
つながる

## ②地域の福祉活動への参加・協力

- 地区社協や福祉ネットワーク、地域運営組織の福祉部会等の交流活動、各種会議や研修などへの参加・協力
- 福祉連絡会や研修会などへの参加

### 福祉委員活動の Q&A



Q.福祉委員に任期はあるの？

A.任期は2年としていますが、地域の実情に合わせて選任してください。



Q.福祉委員に活動範囲はあるの？

A.行政地区内が活動範囲になります。



Q.活動中に事故をした場合はどうすればいいの？

A.ボランティア活動保険に加入しています。  
万が一事故が起きた場合は、保険の補償の範囲で対応しますので速やかに社協へ連絡してください。



### 福祉委員活動で気をつけたいこと

- 民生委員や社協等と連絡をとりながら無理なく継続できる活動を楽しみましょう
- 活動に必要な情報は共有しても構いませんが、個人情報や個人の秘密には十分配慮しましょう

自分たちの住んでいる地域の身近な福祉課題(困りごと)に  
早く気づき、民生委員児童委員や社協などにつなぐ地域の  
アンテナ役が“福祉委員”です。

新見市社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で  
安心していきいきと暮らせる地域を目指し、  
地域での見守り・支え合い活動を推進していきます！

社協のホームページと  
Facebook もご覧ください！  
社協の取組を紹介しています。



## 【お問い合わせ】

社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

本所 〒718-0016 新見市金谷 640-1 (新見市地域福祉センター内)

☎ (0867) 72-7306 / 📠 (0867) 71-2088

大佐支所 〒719-3503 新見市大佐小阪部 1469-1 (おおさ総合センター内)

☎ (0867) 98-3119 / 📠 (0867) 98-2000

神郷支所 〒719-3611 新見市神郷下神代 3946 (地域福祉センター内)

☎ (0867) 92-6677 / 📠 (0867) 92-6675

哲多支所 〒718-0303 新見市哲多町本郷 246-4 (新見市役所哲多支局内)

☎ (0867) 96-3111 / 📠 (0867) 96-3222

哲西支所 〒719-3701 新見市哲西町矢田 3604 (きらめき広場・哲西内)

☎ (0867) 94-3333 / 📠 (0867) 94-2117